

—障害者等・関係者への合理的配慮や障害者の選択の自由・意思決定されず— 川口市「わかゆり学園」「きじばと」障害者福祉施設を縮小・廃止に反対!!

「障害者の権利に関する条約」は、21世紀で最初につくられた人権条約です。そして、「子どもの権利条約」を除いて初めて「障がい」について明記された条約です。

この条約は、「私たちのことを私たち抜きで決めないで」というスローガンの元に活動してきた障害者団体も加わって作成され、当事者である障害者が一緒になって創った条約というのは初めてのことで大変画期的なことでした。

日本は、2014年1月に批准し、「障害を理由とする差別の定義」「合理的配慮」「法の下の平等」を中心に国内法の整備など進め、市町村等の責務についても盛り込まれて今日に至っており、公的責任を果たすことが川口市には求められています。

●わかゆり学園は「不本意な在宅者を出さない」を基本にした市直営の施設

わかゆり学園は、障害のあるお子さんの成長発達を支援し、障害のある方の生活をサポートしながら事業を拡充し、一人ひとりの自立と社会参加を支援する役割を担ってきました。しかし、川口市は令和8年4月1日、令和9年4月1日でわかゆり学園の事業を縮小・廃止することを、障害者等、関係者等との協議もせず市の内部だけで決めました。

【利用者の現状について】

児童発達支援センター／定員40人に対し31人が利用し、他施設との併用も多い。

児童発達支援事業所／定員30人に対し7人が利用し、病院への通院や体調不良に伴い通えない日が多い。

◎障害児家族の状況は孤立と子育ての課題、経済的困窮も抱えています。情報過多の社会の中で親子通園が子どもと親の成長・発達を保障し果たしてきた意義と役割も大きく、更なる啓発や安心して親子通園が可能となるよう、今まで以上に公的責任を果たすこと求められています。

生活介護事業所／利用者数113人(定数185人)。障害支援区分4～6の方が利用し、障害支援区分6の方は16人。年齢は10代から60代の方が利用。

就労移行支援事業所／定数6人に対し0人。

就労継続支援B型事業所／利用者数30人(定員44人)。障害支援区分3～6の方が利用。年齢は10代から70代の方が利用。

◎民間事業所と比べて障害の重い人が利用しています。親・兄弟はもういない利用者もいます。市は「不本意な在宅者を出さない」との立場で、公的責任を果たしてきました。いくら通えない日があっても、いくら障害が重くても、待っていている職員がいることは公共施設だからこそです。利用者やその家族にとって最後の砦、生きる希望です。

●「きじばと」は社会福祉事業団が実施し旧鳩ヶ谷市の時からの施設

川口市社会福祉事業団が実施する「きじばと」は、旧鳩ヶ谷市の時から実施され合併により現在に至っています。障害者などの社会的に弱い立場にある人たちに、公益法人として住民福祉の増進を図り、市民からの信頼は高く、かけがえのない施設です。しかし、川口市は外郭団体あり方検討会において、民間が実施する障害福祉サービスの充足を理由に、サンテピアを含め民営化する方針のもと、令和8年4月1日から「きじばと」の廃止を障害者やその家族、関係者に事前の説明もなく市の内部だけで決めました。

【利用者の現状について】

生活介護事業所／利用者数27人(定員30)。障害支援区分4～6の方が利用し、障害支援区分6の方は12人。年齢は20代から50代の方が利用。

就労継続支援B型きじば／利用者数18人(定員20人)。年齢は10代から60代の方が利用。

◎就労継続支援B型では、公共交通のバスが5人、自転車が6人、徒歩が5人、家族が2人の方法で利用し、障害のある方が自立し、仲間とともに地域でともに過ごしています。突然の廃止通知に大きなショックを受け、ご家族は途方に暮れています。先日、当該常任委員会の委員にご家族から切実な手紙が寄せられています。

●民間事業者や特別支援学校など関係者からは、人生の選択を奪わないで

どこで働くか、どこで生きるか、自分の人生の選択であり、非常に多くの時間と配慮も必要です。保護者も悩み、担任のアドバイスなど受けながらでやっと決断に至っています。子どもや保護者の人生の選択を奪わないでほしいとの訴えです。民間事業者からは、時間がかかることが障害の難しさであり、受け入れ数はあってもマッチングが難しいこと。また、両者の入所希望に対し選択を迫るようなやり方に応じることはできないとの声が聞かれます。

●障害者の最善の利益を保障することが行政の責任!事業の縮小・廃止にきっぱり反対
障害のある人の支援において、現実を変えるときには合理的配慮に基づいた説明と合意が大原則ですが合理的配慮に欠けていること。また、障害者とその家族の人生の選択が迫られる重大問題であるにも関わらず、選択の自由や意思決定の配慮もない、事業の縮小・廃止には反対です。行政として、きじばとの廃止やわかゆり学園の縮小・廃止はいったん白紙に戻し、当事者とその家族の選択の自由と意思決定への配慮や関係者と連携し協議を進める合理的配慮こそ行すべきです。



金子ゆきひろ 松本さちえ

2025年6月29日 No.1795

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

板橋ひろみ ふじしまともこ

6月16日(月)に日本共産党川口市議団からふじしまもとこ市議が一般質問を行いました。

今号では、その一部の要旨をお伝えします。

【問】学校給食費の無償化について

【答】物価高騰下における子育て世帯への支援として有効と認識しているが、現時点で、国から実施に向けた具体的方策が示されていない。一方で、本市独自での実施には、多額の財源を安定的かつ恒久的に確保していくなどの課題があることから、国の動向を注視していく。

【問】市として上下水道料金の基本料金無償化に取り組むこと

【答】企業会計の経営は独立採算制を原則としおり、一般会計からの繰り出し金についても総務省により基準が定められている。
今回の料金改定は安全な水の安定供給に向けた老朽管の更新、人件費、資材費等の高騰や県水の料金改定によるものであり、一般会計からの基本料金無償化に係る繰出し金が必要との認識はしていない。

【問】上下水道料金の大幅値上げを止めること

【答】上下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき、原則独立採算制となっており、事業に要する経費は、公費を充てられる法令で定められた一部の事業を除き、水道料金及び下水道使用料で賄うこととされている。
このため、一般会計からの繰り入れにより、改定を行わずに現在の水道料金及び下水道使用料を維持することは、本来一般会計予算において措置されるべき市の施策への影響を考えると、難しいものと考えている。

【問】上下水道料金が上がらないように国へ働きかけること

【答】国への働きかけについては、全国組織である公益社団法人日本水道協会や公益社団法人日本下水道協会を通じ、毎年複数回、定期的に要望活動を行っている。今後も引き続き、他の自治体と協力しながら、国への要望活動を続けていく。

【問】ごみ収集業務の職員の増員について

【答】収集業務に係る職員については、災害時にも対応するため、通常時から適切な配置を行っている。また、業務の一部を委託しているが、市内の経済の活性化や雇用の創出につながるとともに、緊急時につきましても柔軟に対応していることから、今後も、それぞれのメリット活かした現在の体制を維持し、きれいな街となるよう業務に取り組んでいく。

社保協キャラバンに参加を

川口市社会保障推進協議会と
川口市との懇談の場が設けられます

日時● 7月29日(火) 10時から
場所●生涯学習プラザ 講座室
(川口市上青木西1-2-25)

埼玉県社会保障推進協議会は毎年、県内の自治体に社会保障の充実と自治体の独自施策を求め自治体への要請行動をしています。

川口市社会保障推進協議会も高齢者福祉や介護保険の充実、子どもの施策の拡充、国民健康保険や医療問題、貧困対策、障害者福祉の切り捨てを許さない願いなど独自の要望項目を市に提出し、実現をもとめ市との懇談が行われます。

ぜひご参加ください。

7月の



無料
法律相談

◎日時 7月8日(火) 18時～

◎会場 日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

事前に電話予約の上、お越しください。なお、申し込みの際は氏名、電話番号をお伝えください。当日は筆記用具などをご持参ください。相談希望の方は党市議会議員、または下記電話までご連絡下さい。

主催：日本共産党川口市議会議員団
川口市前川2-28-10 電話 048-267-8411